

三重縣公報(金曜日ノ三時)第三種郵便物認可

三重縣公報 第千三百三十一號

大正十四年十二月四日
金曜日

○ 告 示

●三重縣告示第五百二十號

大正十四年度三重縣歲入歲出追加豫算縣參事會ニ於テ左ノ通議決セリ

大正十四年十二月四日

三重縣知事 山岡國利

大正十四年度三重縣歲入歲出追加豫算

歲 入

經 常 部

第三款 雜 種 稅 金參千八百貳拾圓

第十五項 自 轉 車 稅 金參千八百貳拾圓

經常部合計 金參千八百貳拾圓

臨時部

第二款 國庫補助金 金壹千九百拾圓

第一項 衛生及病院費補助金 金壹千九百拾圓

臨時部合計 金壹千九百拾圓

歲入總計 金五千七百參拾圓

歲出

經常部

第五款 衛生及病院費 金五千七百參拾圓

第一項 衛生諸費 金五千七百參拾圓

經常部合計 金五千七百參拾圓

歲出總計 金五千七百參拾圓

●三重縣告示第五百二十二號

1 定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄シタルモノ左ノ如シ

大正十四年十二月四日

三重縣知事 山岡國利

免許番號	年月日	漁業權者ノ名稱及住所	漁業ノ種類及名稱	漁獲物ノ種類	漁場ノ位置	漁業ノ時期	漁業權存續期間
------	-----	------------	----------	--------	-------	-------	---------

第一、四〇五號	大正十四年十一月二十七日	北牟婁郡尾鷲町大字南浦二百六十四番屋敷尾鷲町漁業組合	樹網類漁業	ススキ、チヌ	同郡同町小渡	自九月一日起至翌年五月三十一日	二十箇年
---------	--------------	----------------------------	-------	--------	--------	-----------------	------

第一、四〇六號	同	同	同	同	同郡同町古里	同	同
---------	---	---	---	---	--------	---	---

第一、四〇七號	同	同	同	同	同郡同町大字大曾根浦地ノ株岩沖合	同	同
---------	---	---	---	---	------------------	---	---

第一、四〇八號	同	同	同	同	同郡同町大字島元山岩沖合	同	同
---------	---	---	---	---	--------------	---	---

第一、四〇九號	同	同	同	同	同郡同町大字大曾根浦網代ノ鼻沖合	同	同
---------	---	---	---	---	------------------	---	---

●三重縣告示第五百二十二號

定置漁業權存續期間更新ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄シタルモノ左ノ如シ

大正十四年十二月四日

三重縣知事 山岡國利

免許番號	年月日	漁業權者ノ氏名及住所	漁業ノ種類及名稱	漁獲物ノ種類	漁場ノ位置	漁業ノ時期	漁業權存續期間
------	-----	------------	----------	--------	-------	-------	---------

第三五四號	大正十四年十一月十六日	飯南郡茅廣江村大字上出江六十一番屋敷小仙五郎	魴類漁業	魴	茅廣江村大字上出江字アカリ地先柳田川筋	自九月一日起至十一月三十一日	五箇年
-------	-------------	------------------------	------	---	---------------------	----------------	-----

第三五三號 大正十四年飯南郡茅廣江村大字下
十月三十一日出江八十八番屋敷
日 竹内 彦太郎

同

同

茅廣江村大字下
出江字白戸地先
日 梶田川筋

同

同

●三重縣告示第五百二十三號

定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登録シタルモノ左ノ如シ

大正十四年十二月四日

三重縣知事 山岡國利

免許番號	免許年月日	漁業權者ノ姓名	漁業ノ種類及名稱	漁獲物ノ種類	漁場ノ位置	漁業ノ時期	漁業權存續期間
第一、四〇二號	大正十四年十月二十七日	多氣郡丹生村千六百二十六番地 岡梅吉	魴類 鰯類 鰯	鰯	多氣郡丹生村字大河原地先 梶田川筋	自九月一日起至十一月三十一日	五箇年

●三重縣告示第五百二十四號

大正十四年十月三十一日三重縣告示第四百六十五號大正十五年度徴兵適合者豫備檢診日割中十二月八日ヨリ同十一月ニ至ル三重郡及四日市市ハ之ヲ無期延期ス

大正十四年十二月四日

三重縣知事 山岡國利

●三重縣告示第五百二十五號

來ル十二月十日ヨリ向フ十八日間ノ豫定ヲ以テ三河國伊良湖岬陸軍射場ニ於テ左記規定ニ依リ實彈射擊施行ニ付危險區域内ニ立入ラサル様注意スヘシ

大正十四年十二月四日

三重縣知事 山岡國利

一、射撃ハ午前七時ヨリ午後五時迄ノ間ニ於テ施行ス

二、射撃當日ハ田戸森ノ展望臺及「ダボ」松附近ニ赤旗ヲ掲ク

尙本射撃中約五日間海上射撃ヲ行コトアリ此ノ場合ニハ前記ノ外ニ尖峰ノ頂上ニ赤旗ヲ掲ク

三、危險區域ハ陸上射撃ノ場合ハ射場ノ全部及沿海五〇〇米、海上射撃ノ場合ハ射場ノ全部及其ノ西南海上神島ノ方向へ三〇〇〇米トス

●正誤

客月二十八日號外縣令第八十六號中度會郡島津村大字阿曾浦トアルハ度會郡中島村大字阿曾浦ノ誤植

○廳中事項

●叙任辭令

大正十四年十一月二十八日

衛生技師 加藤 勇

年俸六百圓下賜

警察部衛生課勤務ヲ命ス

大正十四年十一月三十日

公立實業學校長 早藤 石太郎

六級俸下賜

員辨郡笠田村立農業補習學校助教諭

小林 源太郎

教授期間手當金拾八圓給與

水谷 義郎

(各通)

水谷 重郎

教授期間手當金拾貳圓給與

飯南郡伊勢寺村立實業補習學校助教諭

大門 保三

教授期間手當金參拾圓給與

○通 報

●商第二五六〇號

大正十四年十二月四日

內 務 部 長

各 郡 市 長 殿

臺灣總督府ニ於テハ別記趣旨及規定ニ依リ明年二月臺北市ニ於テボスター展覽會開催ノ趣ヲ以テ出陳勸誘方依頼有之候條貴部內各種ボスター多數出品方可然御取計相成度候也

追テ出品物ハ一月末日迄ニ當廳へ送付有之度申添候也

(別記)

臺灣總督府ボスター展覽會趣旨書

商工業ヲ首メ其ノ他一般ノ宣傳ヲ示ノ爲、ボスター利用スルコトハ近來益々旺盛トナリ、今ヤ進テ何等カノ一轉機ヲ劃セムトスルノ機運ニ向ヒ、之ニ關係スル先覺者ノ間ニハ大ニ研究ニ意ヲ用ヒツアルナリ。曩ニ大阪市産業部ハ汎ク内外各方面ヨリボスター及飾窓用カードヲ蒐

集シ、本年三月中之島中央公會堂ニ展示會ヲ開

キ、商工業者ハ勿論一般市民ニ多大ナル好評ヲ博セリ又大阪商船株式會社ハ全世界ニ於ケル運輸交通ニ關スルボスター數百點ヲ集メ一般ノ參考ニ資セムトス、何レモ好個ノ研究資料タラサルハナシ。

臺灣ハ地理的關係上、動モスレハ時代ノ進運ニ遅レムトスル傾向ナキヲ保シ難シ、特ニ商品ノ宣傳廣告ニ於テ此ノ感ヲ深クシ、於此乎前記ノモノヲ始メ多數ノボスターヲ蒐メ、之カ展覽會ヲ開催シ商工業者並一般ノ民衆ノ觀覽ニ供シ、以テ本島商工業發展ノ一助タラシメムトス。

臺灣總督府ボスター展覽會規則

第一條 本會ハボスター展覽會ト稱シ産業、交通其ノ他内外ノ各種ボスターヲ陳列シ公衆ニ觀覽セシメ産業ノ振興、國力ノ發展ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 本會事務所ハ臺灣總督府殖產局商工課内ニ置ク

第三條 本會ハ大正十五年二月十日ヨリ同月十

四日迄五日間臺北市幸町臺灣總督府高等商業學校内ニ於テ毎日午前九時ヨリ午後四時迄開催ス

第四條 出品物ハボスター及其ノ圖案原稿等トス但シ風俗ヲ害シ治安ヲ紊ス虞アリト認ムルモノハ出品スルコトヲ得ス

第五條 出品物ハ大正十五年一月二十日迄ニ出品目錄ト共ニ本會事務所ニ到着スル様發送スルヲ要ス

第六條 出品物ノ運賃ハ特ニ本會ニ於テ承諾シタルモノノ外ハ總テ出品人ノ負擔トス

第七條 出品物ハ本會ニ於テ借入レタルモノノ外ハ本會ニ寄贈セラレタルモノト見做ス但シ還送ヲ要スルモノハ特ニ豫メ申出ツルヲ要ス

第八條 本會ハ出品物ニ對シ相當ノ注意ヲ拂フト雖不可抗力ニ依リ毀損滅失スルモ賠償ノ責ニ任セス

第九條 何人ト雖本會ノ許可ヲ受ケスシテ出品物ヲ模寫シ又ハ複製スルヲ得サルモノトス

地整理ノ事務ニ従事セムトスル者及長官ニ

規則ヲ發布シ本年十二月末日現在ノ會社ヨリ適

シメタル上各票ヲ一括(番號ヲ附セサルコト)シテ左記様式ノ送致目錄ヲ作成シ所定ノ期限迄ニ

右依命通牒ス

追テ會社ノ主タル業務ハ別冊會社分類ニ依リ
記入ヲ要スル義ニ付御了知相成度申添候也

大正何年

	前年報告數	年內增減變動	本年末現在
合名會社			
合資會社			
株式會社			
株式合資會社			
相互會社			
計			

備考

右及送付候也

年月日

宛

郡市(町村)長印

別冊ハ關係箇所ノミニ配付ス

○彙報

●町村長助役認可

大正十四年十一月二十五日

三重郡四郷村助役 小林禮吉

●山梨縣ニ於テハ今般商賣買取締規則ヲ制定シ
大正十五年一月一日ヨリ施行スル趣ヲ以テ之カ
周知方依頼アリタリ

追而詳細ハ直接同縣ニ照合スヘシ

大正十四年十二月四日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三重縣廳

印刷兼販賣所 三重縣津市榮町三十六番屋敷 小寺庄三郎